

習志野市二十歳の門出式プログラム冊子広告掲出取扱に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市広告物掲出の取扱に関する基本要綱（平成16年4月27日制定、以下「基本要綱」という。）第5条の規定に基づき、習志野市（以下「市」という。）が発行する二十歳の門出式プログラム冊子の広告掲出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二十歳の門出式プログラム 「記念式典」等を実施するために作成するもので、参加者に配布する冊子をいう。
- (2) 広告主 二十歳の門出式プログラム冊子へ広告を掲出する者をいう。

(広告主の募集)

第3条 市は、広告主の募集をするものとする。

- 2 二十歳の門出式プログラム冊子への広告掲出を担当する課（以下「担当課」という。）は、広報習志野、市ホームページ等で広告主を募集するものとする。

(掲出位置及び掲出募集枠、掲出料)

第4条 広告の掲出位置は、原則として担当課が指定する位置に掲出するものとする。

- 2 広告の規格、掲出料等は次のとおりとする。

広告名	規格（縦×横 c m）	刷色	掲出料
1 コマ	3 × 1 9	2 色	5, 0 0 0 円

- 3 前項の規定する掲出料の納入は、基本要綱第9条第1項による。

- 4 掲出料に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

(広告掲出の申請及び決定)

第5条 広告主は、市長に対し習志野市二十歳の門出式プログラム冊子広告掲出申込書（別記第1号様式）によりあらかじめ申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、習志野市二十歳の門出式プログラム冊子広告掲出等決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第6条 広告は、広告主の負担により作成するものとする。

- 2 提出形式は原則としてG I F形式またはJ P E G形式で作成し、電子記録媒体により担当課に提出しなければならない。提出された電子記録媒体は原則として返却しない。
- 3 二十歳の門出式プログラム冊子広告のデザイン等は、基本要綱第3条第1項各号の規定に該当しないことのほか、二十歳の門出式プログラム冊子のイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月14日から実施する。

この基準は、平成27年11月16日から実施する。

この基準は、令和4年9月1日から実施する。